|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | | **２** | | **物　件　明　細** | | | | | | | |
| 所 在 地  （住居表示） | | | | 堺市堺区松屋町二丁101番１  （堺市堺区松屋町二丁101番１） | | | | | | | |
| 交通機関 | | | | 南海本線　七道駅　北西約1.3㎞  大阪シティバス　松屋バス停　北東至近 | | | | | | | |
| 最低売却価格 | | | | ２，５０９，０００円 | | | | | | | |
| 面　　　積 | | | | 登記：26.81㎡　　実測：26.81㎡ | | | | 登記地目 | | 宅地 | |
| 接面道路の  状　　　況 | | | | 西側：府道・幅員約36ｍ（そのうち側道幅員約9.6ｍ）・舗装有・高低差無・歩道有  南側：市道・幅員約４ｍ・舗装有・高低差有・歩道無 | | | | | | | |
| 法令等に基づく制限 | | 都市計画法 | | 市街化区域 | | | | | | | |
| 用途地域 | | 第一種住居地域 | | | | | |
| 地域地区 | | 準防火地域 | | | | | |
| 建ぺい率 | | 60％ | | 容積率 | | 200％ | |
| その他の  法令等 | | 日影規制（４ｍ／５－３時間）  景観法（景観計画区域） | | | | | | | |
| 私道の負担等に  関する事項 | | | | 負担の有無 | | 無 | | | | | |
| 負担の内容 | | ― | | | | | |
| 供給処理施設の状況 | | 区　分 | | 配管等の状況 | | | 照会先及び電話番号 | | | | |
| 公営水道 | | 前面　有 | | | 堺市上下水道局　お客様センター  0570-02-1132 | | | | |
| 電　　　気 | | 南側　有 | | | 関西電力送配電㈱　コンタクトセンター  0800-777-3081 | | | | |
| 都市ガス | | 前面　有 | | | 大阪ガスネットワーク㈱　導管情報センター  06-6202-2141 | | | | |
| 公共下水道 | | 前面　有 | | | 堺市上下水道局　お客様センター  0570-02-1132 | | | | |
| 工　作　物 | | | | ネットフェンス | | | | | | | |

|  |
| --- |
| 【特記事項】  １　現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。  ２　本地は令和３年12月まで堺警察署三宝町交番敷地として使用されていました。なお、旧交番は令和４年２月に撤去しています。  ３　旧交番撤去工事において、本地北側及び東側隣接地に近接して地中にコンクリート構造物を確認していますが、隣接地への影響等を考慮した結果、存置したまま埋め戻しています。なお、構造物の設置経過等は不明です。また、撤去工事の際に確認できたレンガ殻やコンクリート殻は撤去済みです。  撤去工事の内容については大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。  　（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ　 電話 06-6210-9181）  ４　本地は西側で府道と等高に接していますが、南側市道とは最大約0.7ｍの高低差があります。  ５　本地南側にある雨水桝は、東側隣接地側の雨水も受けています。この取扱いについては、落札者において隣接者と協議してください。  ６　土地境界確定協議書等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。  　（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ　 電話 06-6210-9181）  ７　供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。  ８　売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他の契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第２条第１項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。 |